

広島都心地域における都市再生安全確保計画作成イメージ(目次構成案)

第1章 都市再生安全確保計画について

1. 計画策定の意義

社会経済環境や既存の計画等を踏まえ、計画策定の意義を整理する。

2. 計画の対象区域

計画の対象区域として、「広島駅周辺地区」及び「紙屋町・八丁堀地区」を設定する。

第2章 地区の現状と被害想定

1. 地区の現状

既存資料、関係事業者へのアンケート等から、広島都心地域の現状を整理する。

(1)人口・交通の状況

昼夜間人口、滞留人口、鉄道利用者数 等

(2)建物の立地状況

用途、建築時期、構造 等

(3)都市機能の状況

道路、公園・広場、公共施設、大規模施設、開発動向 等

(4)防災関連施設の設置状況

指定緊急避難場所、指定避難所、一時滞在施設、医療施設 等

(5)事業者の防災対応(アンケート調査) **別紙 1**

インフラの防災性能、BCP 作成状況、備蓄の状況 等

2. 被害想定

既存資料より想定する災害、災害時に発生する事象を整理する。

(1)想定する災害 **別紙 2**【参考事例-1】

「広島市地震被害想定」をもとに、想定する地震の規模、人的・物的被害やインフラ・交通被害の想定数量等を整理する。

(2)被災シナリオ

(1)で想定する地震が発生した際の帰宅困難者数、一時滞在施設等への収容可能数、地区内で発生すると考えられる事象等を整理する。

① 帰宅困難者数等の推計 **別紙 3**【参考事例-2】

地区内の推計滞留者数をもとに、滞留者の自宅までの距離や屋内待機の可能性等を考慮し、一時退避者数、帰宅困難者数、滞在所のない帰宅困難者数を推計する。

② 一時退避場所、一時滞在施設への受入可能数の想定【参考事例-3】

地区内の一時退避に利用できる公開空地・公園等の面積、一時滞在施設の受入可能人数をもとに、一時退避者や帰宅困難者数の受入可能性を検討する。

③被災シナリオの想定【参考事例-4】

想定する災害や帰宅困難者数の推計を踏まえ、地区内において災害発生時に発生する事象を発災直後から混乱が収まるまでの時系列で整理する。

第3章 課題と取組方針

1. 課題整理

地区の現状、被害想定より、地区における災害発生時の課題を整理する。

2. 取組方針【参考事例-5】

都市再生安全確保計画の推進によって実現する地区の将来像（アウトカム）を定め、課題を解決し将来像を実現するための目標（アウトプット）及び目標ごとの基本的な取組方針を整理する。（都市再生特別措置法第19条の15第2項第一号に該当）

「都市再生安全確保計画作成の手引き（内閣府）」及び他都市の作成事例より、以下のような目標が想定される。

- ① 帰宅困難者等の発生の抑制
（一斉帰宅抑制の啓発・周知、建物の耐震化 など）
- ② 帰宅困難者等の安全の確保
（一時滞在施設等の確保、一時滞在施設運営マニュアルの作成 など）
- ③ 情報の共有と発信
（情報共有の仕組みづくり、災害情報の提供ツールの整備 など）
- ④ 災害活動体制の整備
（関係機関の協力体制づくり、エリアマネジメント団体による取組 など）
- ⑤ 平常時における防災意識の向上
（意識啓発の推進、定期的な対応訓練の実施 など）

第4章 目標を達成するための具体的な取組

目標・取組方針を踏まえ、都市再生特別措置法第19条の15第2項第二号～第六号に該当する取組を整理する。（※広島駅周辺地区、紙屋町・八丁堀地区の地区別に整理。）

1. 都市再生安全確保施設の整備及び管理等（第二号及び第三号）【参考事例-6】

既存の一時滞在施設、通路・広場等の公共的空間などについて、退避経路・退避施設等の安全確保施設としての位置づけを行う。

今後整備予定の施設で位置づけ可能なものがあれば併せて記載する。

都市再生安全確保計画を、施設名称、所有者、管理主体等を整理して示す。

2.滞在者等の安全を確保するために実施する事業（第四号）

安全確保施設について、耐震改修などの計画があれば記載する。現時点で記載できる事業がない場合は継続検討とし、協議等が整った時点で記載することとする。

3.滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及び事項（第五号及び第六号）

平常時の帰宅困難者対策の事前の備えや発災後の帰宅困難者への支援策など、滞在者等の安全の確保を図るための具体的な取組内容を整理する。

(1)基本的な考え方【参考事例-7】

滞在者等の安全の確保を図るための対策について、基本的な流れや関係主体の役割分担を整理する。

(2)平常時に実施する備え

滞在者等の安全の確保を図るための平常時における備えを以下のような視点から整理する。

- ① 地域における防災に関する訓練
- ② 人材育成
- ③ 防災に関する広報・啓発活動
- ④ ルールやガイドラインの検討

(3)発災時に実施する事務

滞在者等の安全の確保を図るために発災時に実施する事務を以下のような視点から整理する。

- ① 一斉帰宅の抑制
- ② 情報の周知、伝達
- ③ 一時退避場所、一時滞在施設の確保
- ④ 帰宅可能者への支援

4.その他防災性向上のために必要な事項

地区の特性を考慮し、その他に特に記載すべき内容があれば記載する。

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

計画に基づく具体的な取組の推進体制を整理する。

2. 計画の見直し・変更

PDCA サイクルの考え方に基づき、取組の進展による計画内容のスケールアップや、周辺環境等の変化による計画内容の見直しについての考え方を整理する。